

SLN No. 93 2001. 10. 16

ニフティー事件控訴審判決

東京高裁平成13年9月5日判決

1. はじめに

パソコン通信のフォーラムにおける名誉毀損文書掲載に関してフォーラムのシスオペとパソコン通信主催者の責任が認められたわが国最初の事件(東京地裁平成9年5月26日判決)についての控訴審判決である。本判決は、一般論としては原審同様に条理に基づく作為義務をシスオペに認めたものの、本件については義務違反はないとして責任を否定した。プロバイダの責任制限に関する立法が検討される中での高裁判決である。(なお、原審判決についてはSLN No.72に掲載されている。)

2. 事実関係と原審判決

(事実が複雑であるため簡略に記載した。原審判決の詳細はSLN No.72をご覧ください。)

2. 1 事実関係

1) 控訴人(被告)ニフティーはパソコン通信ニフティーサーブを主宰し、会員との間に、会員規約に基づきニフティーが会員に対してパソコン通信ネットワーク(ニフティーサーブ)を利用する権利を与え、会員がニフティーに対して利用サービス料を支払うという契約が成立している。

2) 会員規約には、①フォーラムに登録された発言は、ニフティー又はシスオペにより、事前の通知なく、題名の変更、フォーラム内での複製、移動が行われる場合があること、②発言の内容が、ニフティー又はシスオペにより、他の会員又は第三者を誹謗中傷し、又はその恐れがあると判断された場合には、事前の通知なく右発言が削除される

SOFTIC

©2001 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

ことがあること、③会員が、会員規約に違反したり、ニフティーによって会員として不適当と判断された場合には、ニフティーは当該会員の会員資格を、事前に通知催告することなく、一時停止し、又は、取り消すことができる等規定されている。

3) ニフティーサーブには会員が自由に意見を交換したり情報を取得する場として多くのフォーラムが開設されている。フォーラムには会員が発言を書き込み又は読むことのできる場所（電子会議室）が設けられ、会員の内どのような者にフォーラムの利用を許すかは当該フォーラムの主宰者＝シスオペの判断に委ねられている。ちなみに、本訴提起時（平成6年4月）のフォーラム数は約300で、本件シスオペの主宰するフォーラム会員数は約6000人であった。電子会議室への発言の書き込みは、書き込み資格を有する会員が自己のパソコン等よりニフティーのホストコンピュータにアップロードし、ホストはアップされた発言を特定の電子会議室に記録蓄積する。当該電子会議室の発言を読む資格のある会員は当該会議室にアクセスし、発言を読み出し（ダウンロード）する。ニフティーサーブにおいては、前記会員規約により、電子会議室に書き込まれた発言はニフティー及びシスオペによって移動されたり削除することができることとされている。

4) ニフティーとシスオペとの間においては、ニフティーがフォーラムの運営・管理をシスオペに委託し、対価としてニフティーがシスオペに対して当該フォーラムへのアクセス料金の一定割合その他の報酬を支払うとの契約が締結されている。シスオペはニフティーの従業員以外の者で、多くが他に本業を有し、空いた時間をシスオペとしての活動に充てている。ニフティーはシスオペに対してフォーラム運営マニュアルを交付しており、その中にはニフティーサーブ会員規約に基づき、発言が「明らかに公序良俗に反する、あるいは個人（団体）を誹謗中傷していると思われるものは、シスオペの判断で即座に削除して構わないでしょう。・・・（発言者からのクレームに対しては）ニフティーがフォローするようにいたします」と言及されている。

5) 被控訴人（原告）XはC***とのハンドル名を用いているニフティーサーブの会員であり、控訴人（被告）Yはニフティーサーブの会員、控訴人（被告）Z1はニフティーサーブの現代思想フォーラム（FSHISO）のシスオペ、控訴人（被告）Z2はニフティーである。

6) X Y共にFSHISOの会員であったが、YがXの発言に反発を感じてXを揶揄する発言を書き込んだことより発して、XがYを会議室から排除したり、Yのプライバシーに属する事実を入手し、ほのめかす等をなしたため、YはXに対して強く反感を抱き、平成5年11月29日より翌6年3月27日にかけて28回にわたり、原告の名誉を毀損する内容を含む発言をなした。なお、Yは同発言中に、Xの本名を示しており、また、ニフティーサーブの会員情報誌平成5年9月号にはC***がXであることが本名を示して明らかにされていた等、C***がXである事実は多数の会員が認識しうる状況にあった。

7) Z1は平成5年11月、FSHISOのシスオペに就任した。当時、FSHISOには他人を罵

倒する内容の発言が繰り返し書き込まれており、Z1はその状況を改善することが必要と考えた。Z1は過去の発言内容を検討し、平成5年5月以降に従前のシスオペによって多くの発言削除がなされたことがその原因と考えた。そこで、Z1は発言削除をできるだけ避け、議論の積み重ねによる会員意識、発言の質を高めることが重要と考え、これに沿ったフォーラム運営をすることとした。その後Yの発言書き込みが始まった。

8) 名誉毀損の発言に対するシスオペZ1の認知及び対応は3期に分けられる。

I 平成5年12月1日乃至翌6年1月5日

平成5年12月1日より同月23日迄になされた6通の発言に対しては発言当日又は翌日に運営スタッフ及び他の会員より名誉毀損ではないかとの指摘がなされたが、Z1はYに対して誹謗中傷を含むものであるとの問題点を指摘したものの、発言の削除はせずに敢えて放置した。

II 平成6年1月6日乃至同年4月20日

平成6年1月6日、XよりZ1に対して、Yの発言を特定して対処を求める電子メールが送付され、Z1はニフティサーブの運営委員会に取扱を付議し、同月9日Xに対しては名誉毀損部分の指摘を求め、指摘箇所についてニフティの判断を踏まえて削除する、削除の際は「Xからの訴えがあり、ニフティと厳密な法的検討をした結果違法性ある発言と認め削除する」旨の理由を付するとの処理案を提示したが、同月10日Xより拒否された。同月16日XよりZ1にXのハンドル名を出しての発言削除はしないようにとの電子メールが送られ、Z1はXが削除を求める趣旨なのか否かについて電話にて確認の話をしたところ、Xは、Xからの要請による削除との説明の可否について結論を出すまで発言削除は待って欲しいと回答した。同年2月15日Xの代理人弁護士よりZ1、Z2に対し発言削除要求の書面が送付され、同日Z1は同書面で指摘された発言を削除した。

III 平成6年4月21日以降

平成6年4月21日Xより本件訴訟が提起され、同月30日Z1に送達された。Z1は訴状において初めて指摘のあった発言につき、5月25日(原審第1回口頭弁論期日)に削除した。

2. 2 原審における請求

原告Xは被告Yに対して不法行為(名誉毀損)による損害賠償として、Z1に対して名誉毀損発言を削除しなかった不法行為による損害賠償として、Z2に対してはZ1に対する使用者責任若しくは会員に被害が生じないようにする安全配慮義務違反として、連帯して1000万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を求めた。

2. 3 原審判決

(1)本件Yの発言は原告Xの名誉を毀損する。

(2) (シスオペ：Z1の責任)

・シスオペは特定フォーラムの運営管理を委託されており、他人を中傷誹謗する発言が書き込まれた場合の対処もフォーラムの運営・管理の一部にあたる。

- ・シスオペは名誉毀損発言の削除措置を執ることができる。
- ・当該発言によって名誉毀損された者は自ら行いうる手段は与えられていない。
- ・会員規約、運営マニュアルには名誉毀損発言の対処についての記載がある。

・シスオペは発言内容を事前にチェックすることはできず、シスオペの多くは専門業者ではなく、フォーラムに書き込まれる発言は膨大な量に及ぶためこれをもれなくチェックすることはきわめて困難であり、シスオペに発言内容を常時監視し積極的に発言探知をする重い作為義務を負わせることは相当でない。

・発言削除は会員のフォーラム利用の権利に重大な影響を与え、発言内容によっては名誉毀損に当たるか否かの判断が困難な場合も少なくない。

・以上を勘案すると、シスオペにおいて名誉毀損発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該シスオペはその地位と権限に照らしその者の名誉が不当に害されることがないよう必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解すべきである。

・このことを本件に当てはめると、上記Ⅰの期間にZ1が認識した発言は原告に対する正当な批判を明らかに逸脱した誹謗中傷であるから、放置したことは必要な措置を怠ったというべきである。Ⅱの期間のZ1の行為は原告の利益保護とフォーラムの円滑な運営・管理という二つの要請を調和させるという観点からは是認し得なくもない対応であり、Z1は必要な措置をとったものと評価できる。ⅢについてはZ1は被告の立場に置かれたものである以上、訴訟代理人等と綿密な打合せをした上で具体的対応をせざるを得ず、訴状送達より削除までに本件程度の時間的間隔があることは非難できず、必要な措置をとったというべきである。

以上の通り、シスオペZ1についてはⅠのみ作為義務違反があり、過失が推定されるからその間の不作為は原告に対する不法行為が成立する。

(3) (ニフティ：Z2の責任)

・フォーラム運営契約によると、①シスオペはニフティの定める規約、マニュアルに従うほか、ニフティの指示に従う、②シスオペがフォーラム運営契約に違反したときはニフティはフォーラム運営契約を無催告解約でき、シスオペの選任した運営協力者についてニフティは不適切と判断すれば解任することができることとされており、ニフティとシスオペとの間には実質的な指揮監督関係が認められる。

- ・シスオペZ1の行為がニフティの事業執行に関して行われたことは明かである。よって、ニフティには使用者責任がある。

猶、ニフティには原告主張の安全配慮義務はない。

(4)賠償内容

Y及びシスオペとニフティは連帯して10万円を支払え。

Yは(更に)40万円を支払え。

謝罪広告は必要性なし。

3 控訴審判決

3. 1 名誉毀損、侮辱の成否

Yの発言はXに対する名誉毀損及び侮辱となる。Xの精神的苦痛の慰謝料として40万円が相当である。また、不法行為による弁護士費用相当の損害は10万円が相当である。

謝罪広告の必要性は認めがたい。

3. 2 シスオペの削除義務

ア) シスオペは、誹謗中傷等の問題発言を削除する権限を与えられ、当該発言の削除により、被害の拡大を防ぐことができる。標的とされた会員は、自らは問題発言を削除することができず、シスオペの行動に待つ他ない。

イ) シスオペは、他に職業を有する者から成る仕組みであった当時の実情から、問題発言を逐一点検し、削除の要否の検討を適時に実施することはできなかつた。本件フォーラムが思想について議論することを標榜する以上、会員の発言内容を審査することをシスオペに求めることも、民主主義社会の議論の在り方とは背理する。

ウ) 民主主義社会における議論においては、異論、異見は、容認される。誹謗中傷等の問題発言は、標的とされた者から当該発言をした者に対する民事上の不法行為責任の追及又は刑事責任の追及により、本来解決されるべきものである。

エ) 誹謗中傷等の問題発言は、これが削除されることによる発言者の被害等はほとんど生じない。

オ) 以上を総合考慮すると、会員による誹謗中傷等の問題発言については、フォーラムの円滑な運営及び管理というシスオペの契約上託された権限を行使する上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じても、なお奏功しない等一定の場合、シスオペは、フォーラムの運営及び管理上、運営契約に基づいて当該発言を削除する権限を有するに止まらず、これを削除すべき条理上の義務を負うと解するのが相当である。

3. 3 シスオペZ1の本件における責任

ア) 本件発言はXに対する名誉毀損及び侮辱の不法行為が成立する。

イ) Z1は、削除を相当とすると判断される発言についても、直ちに削除すること

はせず、議論の積み重ねにより発言の質を高めるとの考えにしたがって本件フォーラムを運営してきており、このこと自体は、思想について議論することを目的とする本件フォーラムの性質を考慮すると、運営方法として不当なものとすることはできない。

ウ) Z1は、会員からの指摘又は自らの判断によれば、削除を相当とする本件発言について、遅滞なくYに注意を喚起した他、Xから削除等の措置を求められた際には、対象を明示すべきこと、対象が明示され、Z2も削除を相当と判断した際は削除すること、削除がXの要望による旨を明示することを告げて削除の措置を講じる手順について了解を求め、Xが受け入れず、削除するには至らなかったものの、その後、X訴訟代理人から削除要求がされて削除し、訴訟の提起を受け、新たに明示された発言についても削除の措置を講じており、この間の経過を考慮すると、Z1の削除に至るまでの行動について、権限の行使が許容限度を超えて遅滞したと認めることはできない。

エ) Yの本件発言中、名誉毀損及び侮辱となるものは、議論内容とは関係なく、反論して対抗することを相当とするようなものではない。Z1はこのような発言についても発言者に疑問を呈し、会員による非難に晒し、会員相互の働きかけに期待し、これにより不規則発言を封じることが期待したことが窺われ、このような運営方法も不相当とすべき理由は見あたらない。殊に、Yの発言中にはXにおいて弁明を要する事柄もあり、一方的にYのみを責めることのできない事情もある。これらも考慮すると、Yの不法行為となる発言が議論の内容と関わりがなく、反論すべき内容を含まないからといって、Z1が削除義務に違反したと認めることもできない。

3. 4 Z2：ニフティ어의責任

(1) Z1について削除義務違反が認められない以上、これを前提とする使用者責任はない。

(2) ニフティ어と会員との間においては、会員規約に基づき、ニフティ어가会員に対し、ニフティ어サーバーというパソコン通信ネットワークを利用することができる権利を与え、その対価として、当該会員が、ニフティ어に対し、一定の利用料を支払うことを主旨とする契約であり、また、会員規約18条の削除規定に照らしても、ニフティ어가X主張の安全配慮義務又はその他の契約上の義務を負うとは認められず、債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない。

3. 5 控訴審判決の結論

Yの控訴棄却（原審認容）。

XのZ1、Z2に対する請求棄却(原審破棄)。

Xのその余の請求、Yの反訴はいずれも棄却。

4 コメント

(1) シスオペの削除義務について、原審においては、「①中傷誹謗発言の対処はフォーラム運営管理の一部である。②シスオペは削除措置を執れる。③中傷誹謗された者には回避手段がない。④中傷誹謗発言の対処についてマニュアル等に記載がある。→シスオペには条理上の作為義務を負う場面もある。」として一般的抽象的作為義務の存在を前提とし、「(a)シスオペは専門業者でなく、常時監視義務を負わせるのは相当でない。(b)名誉毀損の判断は困難。(c)発言削除は会員の権利制限となる。→シスオペが具体的に名誉毀損発言を知った場合には必要な措置をとる条理上の作為義務が生じる。」と具体的作為義務を限定しつつ認めている。

本判決においては、一般的な作為義務については、「①シスオペには誹謗中傷発言の削除権限がある。標的とされた者は自らは削除できない。②シスオペに発言内容を審査することを求めるのは民主主義社会の議論の在り方と背理する。③誹謗中傷発言は本来、標的とされた者からの民事・刑事責任の追求で解決さるべき。④誹謗中傷発言の削除は発言者に被害を与えない。→フォーラムの円滑な運営及び管理上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じても、なお奏功しない等一定の場合、シスオペは、フォーラムの運営及び管理上、運営契約に基づいて当該発言を削除する権限を有するに止まらず、これを削除すべき条理上の義務を負う」と判断した。ところで、上記説示の内、②、③は作為義務の存在を否定する方向に働くし、④は作為義務の根拠とはなり得ない。してみると、結局、作為義務の根拠は①のみになってしまい、原審に比べて条理上の義務を認める根拠はより乏しい結果となっている。

次に、具体的な作為義務違反については、「(本件フォーラムの)運営方法として不当とはいえない。(指摘を受けてから削除までの行動が)権限の行使が許容限度を超えて遅滞したと認めることはできない。」等々と認定するのみで、許容限度とはなにか、何故に許容限度を超えて遅滞したといえないのか、という点の説示はない。また、上記の条理上の削除義務に「許容限度を超えた遅滞」という要件が必要とされるのか否かも明らかでない。判示の順序に従えば、条理上の削除義務があるが、その削除義務違反となるのは許容限度を超えた遅滞があった場合ということになる。むしろ、この点は原審の判示する「合理的な時間内に必要な措置を執った」か否かの問題であり、「許容限度を超えた遅滞」との判示は条理上の義務という不明確な義務の違反を更に不明確にするだけであろう。

シスオペの責任に関しては、(結論の是非は別として)原審判決に比べて内容が薄い判決であるといわざるを得ない。

(2) ニフティーに対しての判示は、(シスオペの責任がないとされた以上当然ではあるが)シスオペの責任が認められた場合に使用者責任を負うのかという点の高裁での判

断がなされなかったことは残念である。契約上の安全配慮義務が原審同様に否定されたことはプロバイダの責任を考える上で意味を持つものと思われる。

(3) 本件はパソコン通信のフォーラムの事件ではあるが、現在、立法が検討されている「プロバイダの責任制限」の対象となるべき事件である。しかし、本判決においても（責任制限の前提となる）責任の所在については不明確のままである。責任の所在について不明確のまま責任制限の規定が創設されると、むしろ責任制限条項に該当しない行為は容易に責任が認定されてしまうおそれもあり得る。責任の所在についての議論が立法に先行すべきであろう。

(以上:OG)